

菊川市協働の指針 (改訂案)

菊川市 地域支援課

令和 年 月改訂

【目 次】

1 策定の趣旨

- (1) 策定の背景と目的…………… 1
- (2) 指針の位置付け…………… 1
- (3) 指針の期間…………… 1

2 これまでの取組

- (1) 協働を取り巻く環境の変化…………… 2
- (2) 本市におけるこれまでの協働の取組…………… 3
- (3) 本市の各主体の現状と課題…………… 6

3 協働の基本的な考え方

- (1) 協働の定義…………… 7
- (2) 協働の主体…………… 7
- (3) 協働の原則…………… 8
- (4) 協働の形態…………… 9
- (5) 協働の領域…………… 10

4 協働を推進するための基本方針

- (1) 協働による目指すべき姿…………… 11
- (2) これからの協働のあり方…………… 11
- (3) 各主体の期待される役割…………… 12
- (4) 今後の取組の方向性…………… 15
- (5) 指針の成果指標について…………… 21
- (6) 協働の推進体制について…………… 21

1 策定の趣旨

(1) 策定の背景と目的

本市は平成 17 年 1 月 17 日に小笠町と菊川町が合併し誕生しました。

合併当初から、新市まちづくり計画の基本理念の一つに「共に生きる 共生と協働」を掲げ、その実現のため、「協働によるまちづくり」を市の重点施策の一つとして推進してきました。具体的な取組として、地域の活動主体となる「コミュニティ協議会※1」の設立支援、地域の活動拠点となる「地区センター」の整備、活動費の支援としての「1%地域づくり活動交付金」の創設、中間支援※2を行う「市民協働センター」の設置などを実施し、協働によるまちづくりの環境は整えられました。

人口減少や少子高齢化など社会環境の変化に伴い、地域の課題がますます多様化・複雑化する状況において、行政や地域で活動する団体単独の取組だけでは全ての課題に対応することが難しいことから、多様な主体※3との協働の重要性が増しています。

こうしたことから、理念や意義といった協働の基本的な考え方をまとめ、今後の協働の取組を進める際に持つべき視点や取組の方向性を明らかにするための指針を策定することとしました。

(2) 指針の位置付け

①総合計画との関係

本指針は第3次菊川市総合計画の魅力目標5「躍動」政策6「市民と行政が共に創る未来のまちづくり」に位置づけられ、協働に関する市としての基本的な考え方や方向性を示すものです。

②指針の役割

本指針は協働という手法を活用し「市民と行政が共に創る未来のまちづくり」を実現するため、協働の目的と意義などの基本的な考え方について協働を担う多様な主体が共有するものです。

(3) 指針の期間

本指針の期間は、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。

期間中の社会情勢等の変化に応じ、適宜見直しを行います。

※1 市内の概ね小学校区単位で設立された地域住民主体のまちづくり組織です。地区自治会の範囲で暮らす人々や団体が自分達の地域を良くするため、自治会や市民活動団体等と連携・協力して活動しています。

※2 市民活動団体などの異なる組織間の連携を促したり、自立や課題解決を促すための情報やノウハウの提供などの様々な活動のことです。

※3 地域における市民、NPO、企業などのことです。

2 これまでの取組

(1) 協働を取り巻く環境の変化

平成7年に発生した阪神・淡路大震災をきっかけとしてボランティア活動に対する市民の関心が高まりました。平成10年には特定非営利活動促進法が制定され、こうした市民活動が公共的な活動の担い手として脚光を浴びることとなりました。その後も、平成23年に発生した東日本大震災など大規模災害の発生などにより社会貢献活動への関心が高まっています。また、公益法人制度改革により民間非営利組織の健全な発展の促進が促されるとともに、企業も積極的にCSR※1活動へ取り組むなど、地域貢献活動・公共的活動の担い手の多様化が進んでいます。

このような状況の下、わが国は平成20年をピークに人口減少社会に転じ、少子高齢化が進展しています。今後、本市においても令和32年には高齢者人口が34.3%※2となることが予想されています。生産年齢人口の減少により、税収等の減少が懸念されることに加え、社会保障や公共施設・インフラの更新に要する費用の増大に備える必要があります。

【菊川市 年齢別人口の状況】

単位：人

年次	15歳未満	15～64歳	65歳以上	合計	65歳以上 構成割合	年齢別高齢者人口		
						65～69歳	70～74歳	75歳以上
昭和60年	9,273	26,235	5,275	40,783	12.9%	1,631	1,479	2,165
平成2年	8,928	28,529	6,301	43,758	14.4%	2,064	1,535	2,702
平成7年	8,308	30,364	7,662	46,334	16.5%	2,541	1,960	3,161
平成12年	7,489	30,875	8,669	47,033	18.4%	2,421	2,383	3,865
平成17年	7,010	31,007	9,457	47,474	19.9%	2,363	2,253	4,841
平成22年	6,790	29,800	10,298	46,888	22.0%	2,543	2,248	5,507
平成27年	6,755	28,176	11,682	46,613	25.1%	3,532	2,399	5,751
令和2年	6,711	27,785	12,864	47,360	27.2%	3,293	3,380	6,191

◎年齢不詳は含まれていない

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【菊川市 国籍別人口の状況】

単位：人

年次	国籍別人口					合計	外国人比率
	中国	フィリピン	ベトナム	ブラジル	その他		
平成22年	234	321	21	1,612	225	2,413	5.13%
平成27年	153	485	44	1,186	319	2,187	4.68%
令和2年	176	719	223	2,099	256	3,473	7.27%

◎無国籍及び国名「不詳」を含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※1 英語のCorporate Social Responsibilityの略語。一般的には企業の社会的責任を指します。企業が社会や環境と共存し持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任を取る企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者から信頼を得るための企業の在り方を指します。

※2 社会保障人口問題研究所（令和5年）より

【菊川市 将来人口の見込み】



資料：第3次菊川市総合計画

(2) 本市におけるこれまでの協働の取組

本市では、総合計画に基づき、これまでに以下のような取組を行ってきました。

①自治会との協働

地域で最も身近かつ最大の住民組織である自治会と協働し、防災や環境衛生、健康づくりの推進などのさまざまな分野で住みよい地域づくり活動に取り組んでいます。

②コミュニティ協議会の設置推進（平成18年度～）

第1次菊川市総合計画に示された「コミュニティを核としたまちづくり」の実現のため、地域住民主体の地域づくり団体「コミュニティ協議会（コミ協）」の設置を市の重点施策の一つとして推進してきました。

平成18年から21年にかけて市内の全11地区（概ね小学校区単位）にコミ協が設立され、各地区で地域の人々がふれあう活動、地域の親睦を図る活動などイベント型の行事をはじめ、さまざまな活動が展開されています。

【コミュニティ協議会の一覧】

協議会名	設立年月日	協議会名	設立年月日
西方地区コミュニティ協議会	H21. 2. 22	河城地区コミュニティ協議会	H20. 6. 6
町部地区コミュニティ協議会	H21. 8. 1	平川地区コミュニティ協議会	H18. 4. 28
加茂地区コミュニティ協議会	H21. 6. 25	みねだ地域づくり協議会	H22. 3. 28
内田地区コミュニティ協議会	H21. 4. 25	みなみやまコミュニティ協議会	H21. 6. 27
横地コミュニティ協議会	H20. 4. 20	小笠東地区コミュニティ協議会	H21. 3. 10
六郷まちづくり協議会	H21. 4. 4		

③地区センターの整備（平成 17 年度～）

地域づくり活動の拠点となる地区センター（コミュニティセンター）の整備を進め、平成 17 年度から 21 年度にかけて小笠地域の 4 地区に新設し、市内全地区への整備を完了しました。また、施設の老朽化に伴い、町部、内田、六郷地区センターの建替えを実施しました。

【地区センター（コミュニティセンター）の一覧】

No.	センター名	No.	センター名
1	西方地区センター	8	青葉台コミュニティセンター
2	町部地区センター	9	河城地区センター
3	加茂地区センター	10	平川コミュニティ防災センター
4	内田地区センター	11	嶺田地区コミュニティセンター
5	横地地区センター	12	小笠南地区コミュニティセンター
6	六郷地区センター	13	小笠東地区コミュニティセンター
7	牧之原農村婦人の家		

④ 1%地域づくり活動交付金の創設（平成 21 年度～）

1%地域づくり活動交付金とは、菊川市の市民税 1%相当額（あくまでも目安）を原資とし、市民が実践する地域の親睦や交流、身近な地域課題の解決及び市民が自発的に考え実践する地域づくり活動に対し、活動資金の一部を助成する公募型（手上げ方式）の交付金制度です。コミ協など地域のために活動する団体を財政面で支援するために創設されました。

（令和 6 年度実績）

交付確定団体：40 団体（コミ協 11 団体、地域づくり団体 26 団体、学生団体 3 団体）

交付確定金額：15,229,000 円

（コミ協 10,819,000 円、地域づくり団体 4,126,000 円、学生団体 284,000 円）

⑤こども・若者参画支援交付金の創設（令和 6 年度～）

こども・若者参画支援交付金とは、菊川市内で自主的に地域づくり活動に挑戦するこども・若者の活動に対し、活動資金の一部を助成する公募型（手上げ方式）の交付金制度です。令和 5 年度までは 1%地域づくり活動交付金制度において学生団体部門を設けていましたが、こども・若者支援に特化した補助制度として新設されました。

（令和 6 年度実績）

交付確定団体：5 団体 交付確定金額：243,864 円

⑥まちづくり出前行政講座の実施（平成 17 年度～）

市民等が組織する団体の会合、勉強会等に市職員等が出向き、日常業務で培った知識を生かし、市の諸活動を市民に説明することにより、市政に対し市民に理解と信頼を深めてもらい、市民参画型のまちづくりを推進するために実施されています。

（令和 6 年度実績） メニュー数：11 部門 103 講座、実施回数：229 回

⑦市民協働センターの設置（平成 28 年度～）

日常的に市民団体の活動を支え、更に活動の成長を促す拠点、協働のための仲介拠点として設置しました。公設民営方式とし、運営はNPO法人に委託しています。

【 協働センターの役割 】

- ・多様な主体をつなぐコーディネート
（センターと他の関係機関等との交流の活性化、多様な主体が交流できる場の創出、企業の市民活動への参画や社会貢献活動の促進、地域コミュニティとNPOの連携支援等）
- ・協働の担い手の支援
（団体向けスキルアップ講座等の開催、常設的な相談窓口の設置、広報やSNS等による情報発信の支援等）
- ・協働への参画機会の拡充
（人材育成関連講座等の開催、市民への啓発及び身近な活動情報の発信の充実、高等学校や大学等との連携促進等）
- ・庁舎東館多目的エリアの運用と賑わい創出の促進
（庁舎東館多目的エリアの運用・利用促進、庁舎東館を核とした賑わい創出の促進等）

⑧市民活動等の支援（平成 22 年度～）

市民協働を担うNPO法人や任意団体、個人を対象に市民活動の支援を実施しています。※1

- ・市民活動に係る各種講座の開催（平成 22 年度～）
- ・NPO法人交流会の開催（平成 24 年度～）
- ・市民活動何でも相談会の開催（平成 25 年度～）
- ・市民活動ガイドブックの発行（平成 25 年度～）
- ・地域活動支援アドバイザーの派遣（平成 24 年度～27 年度）
- ・市民活動等に関する広報紙「いどばた広場」の発行（平成 27 年度）

※1 継続中の事業については、平成 28 年度から市民協働センター委託事業として実施しています。

(3) 各主体におけるこれまでの協働の取組

①市民

市民アンケートにおいて「地域のコミュニティ活動などが市のまちづくりに活かされているまちだと思いますか」という設問を設け、住民満足度や重要度を確認しています。

市民アンケートによれば、指針を策定した令和元年度より満足度は上昇（R1:54.0%→R7:64.9%）し、重要度は横ばい（R1:77.1%→R7:76.4%）といった状況です。満足度が高まった要因として、プラザきくるが新設され市民協働センターがより利用しやすくなった点等が挙げられます。また、重要度が横ばいの要因として、元々地区センターの整備やコミュニティ協議会の立ち上げ等、地域コミュニティ活動への支援を積極的に行ってきた背景から、地域コミュニティ活動は重要だと捉えている市民が元々多かったのではないかと考えられます。

②地域活動団体・NPO

市民協働センターへの登録団体数について、指針を策定した令和元年度より増加（R1:72団体→R7:98団体）しています。また、市民協働センターの利用件数、利用者数も共に増加（利用件数 R1:3,088件→R6:4,709件、利用者数 R1:4,268人→R6:6,234人）しており、地域活動に積極的に取り組む方が増えています。

③学校

本市は県立小笠高等学校及び常葉大学附属菊川高等学校と包括的な連携協定（フレンドシップ協定）を締結しています。この協定に基づき生徒が主体となり、まちの課題について考え、解決策の提案を行う「高校生ふるさとセミナー」事業を実施しています。

また、小中学校における「総合的な学習の時間」において、地域の課題について考えたり、地域づくり活動に取り組んでおり、若い世代から地域コミュニティ活動への関心を高めるよう取り組んでいます。

④企業

CSRやSDGs等の社会参画への意識の高まりから、社会貢献に関する企業からの相談も増えています。また、相談を受けた企業が実際に地域コミュニティ活動へ出展するなど、積極的に活動する企業が増加しています。

3 協働の基本的な考え方

(1) 協働の定義

令和8年度からスタートした第3次菊川市総合計画では本市の将来像を「誰もが夢叶う幸せ創生都市“菊川”」と定めています。

人口減少や少子高齢化など市をとりまく環境が変化している中、将来像の実現のためには、行政を含む社会を構成する多様な主体が、それぞれの特性を生かしながら地域における課題を解決していくことが必要です。

このことから、市では「協働」を以下のように定義し、誰もが住み良い地域社会の実現を図ります。

【協働とは】

地域課題の解決という共通の目的を達成するため、市民、地域活動団体、若者団体、NPO、学校、企業、行政といった地域社会を構成する多様な主体が、それぞれの特性を認識・尊重しながら対等な立場で協力して取り組むこと。

(2) 協働の主体

協働を担う主体は、次のように考えられます。

区分	説明
市民	個人（在住、在勤、在学、その他市と関わりのある人）
地域活動団体	自治会やコミュニティ協議会など地域で組織され地域づくりを担っている団体
若者団体	主に高校生、大学生、短大生、専修学校生、専門学校生等により構成されている団体
NPO	NPO 法人、公益を目的とした社団法人や財団法人及び社会福祉法人(学校法人を除く)並びにボランティア団体等、法人格を持たない市民活動団体(学校教育法第134条に定められた各種学校や外国人学校も含む)
学校	小・中学校、高等学校、専門学校、大学等 (学校教育法第1条に定められた学校)
企業	主に営利を目的に、経済活動を行う企業体
行政	国、地方自治体、警察、消防等の行政機関

※潜在的な担い手：協働の担い手の多様化に伴い、市外の視点を持つ交流人口・関係人口や、革新的な手法を用いるスタートアップ等は、地域活性化を担う潜在的な主体として期待されています。今後は、これらの層がより主体的に本市の地域課題解決へ参画できる環境を整え、連携の強化を図ります。

(3) 協働の原則

多様な主体が協働する際には、お互いが守らなければならない共通のルールとして次のような原則を定めます。

①対等

お互いを共通の課題に取り組む対等なパートナーとして認め合うことが必要です。

②共有

協働が円滑に行われるよう目的を共有し、企画段階から情報交換していくことが必要です。

③自主性・自立性

協働を進めるにあたっては、一方に依存するのではなく、互いに自立してそれぞれの力を発揮し合うとともに、自主性を尊重することが必要です。

④役割分担

多様な主体が協働する際は、各々の役割を明確にしてから取り組むことが重要です。

⑤公開

協働についての社会的な理解や信頼を得るため、協働事業のプロセスや成果などを積極的に公開していくことが重要です。

⑥評価・検証

協働事業は完了後などに評価を行い、継続する必要性について検証し、次の取組につながる必要があります。

(4) 協働の形態

協働の形態はさまざまなものがあります。

例として行政と民間（他の主体）の間の形態を以下に示します。

形態	内容
補助・助成	民間が主体的に行う、地域課題の解決を図るための事業や活動に対し、行政の役割として財政的な支援を行うもの。 (法令により義務づけられているもの、県や他市町村等との間で負担が義務づけられているもの、特定の産業や自己のためだけに活用されるもの、消耗品費や資料作成費など主に事務的経費に活用されるものは除きます)
共催	民間と行政が応分の実施責任を分担しながら、共に主催者となって、共同で一つの事業を行うもの。 (単に共催名義の承認を行うのみの事業は除きます)
事業協力・協定	民間と行政が事業主体として互いに目標や役割分担などを取り決め、一定期間、継続的に協力して事業を実施するもの。 (道路・河川愛護活動、行政の所有施設や資材・人材等の提供。災害時の事業者からの協力・協定など民間の所有施設や資材・人材の提供も含みます)
実行委員会・協議会	民間と行政が構成員となって新たな主催団体をつくり、事業の企画・立案・運営（実施）、総括まで一貫して事業を行うもの。
情報提供・交換	情報紙の発行、検討会、フォーラム、ワークショップ、市民会議などの開催等により、民間と行政がそれぞれ持つ情報の提供や情報交換を行うもの。
企画	行政が事業の企画や計画を立案する際に、民間と意見や情報を交換したり、提案を求めたりするもの。(パブリックコメントなど)また、審議会・委員会等の委員(公募市民枠のない法令に基づく機関や委員は除きます)としての参画もあります。
委託	行政の責任において実施するべき事業を、民間に委託して実施するもの。 (公園などでの環境美化のためのボランティア委託なども含みます)

(5) 協働の領域

協働の取組はさまざまですが、その範囲は行政と民間の関わりの度合いによって以下のような領域があります。

また、民間と行政の協働に加え、市民とNPOなど民間同士の協働もあります。

民間主体			行政主体	
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	主に民間の主体性のもとに活動する領域	民間と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	主に行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域
自主事業	補助・助成・後援	共催	委託	課税、行政処分



4 協働を推進するための基本方針

(1) 協働による目指すべき姿

協働の考えが市民一人ひとりに広がり、取組が広がることにより実現する姿を

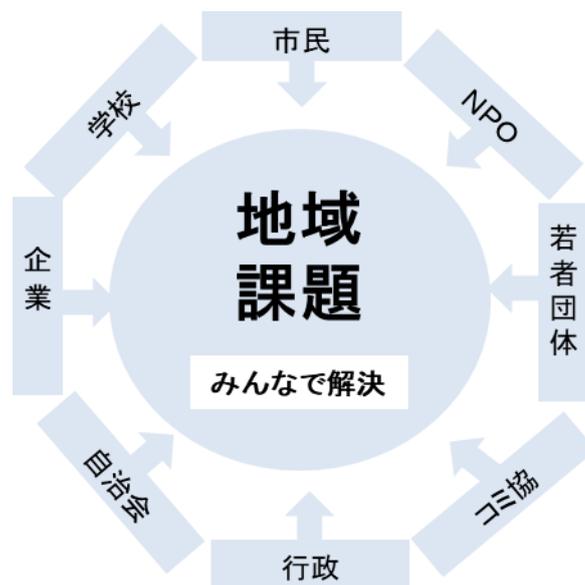
「つながる力で、未来へ続くまちづくり」

とします。

(2) 協働のあり方

多種多様な地域課題を解決するためには、行政だけでなく、企業、NPO、市民など、多様な主体がそれぞれの資源や知恵を持ち寄り、それぞれの役割と責任を認識し、共通の目標に向かって対等な立場で参画することが不可欠です。

協働イメージ図
(多様な主体による協働)



(3) 各主体の期待される役割

協働の推進には、それぞれが役割を認識し、主体的に取り組んでいくことが大切です。

①市民

・人と人のつながりを大切に

人間関係の希薄化が進んでいる中、安全・安心な生活を送るためには、あいさつしあい、声を掛け合う地域づくりが求められています。そこに住む人たちが個々を尊重しながら地域で暮らす一員として日常的にコミュニケーションをとっていくことが求められています。

・地域活動への参加

地域には、自治会やコミュニティ協議会など住みよい地域づくりのために活動する組織が身近にあります。こうした組織に積極的に参加、活動することで地域づくり活動の輪を広げていくことが求められています。

・地域、行政それぞれの役割を理解すること

行政があらゆる公共サービスを担いきれなくなっている現状を理解し、「地域でできることは地域で」「地域だけで解決できないことは行政など他の主体との協働」で取り組んでいくことが求められています。

②地域活動団体

・参加しやすい環境づくり

地域の誰もが参加することができるよう、参加しやすい組織作りを進めるとともに、加入促進に努める必要があります。そのためには、団体の情報を積極的に発信するなど活動をPRしていくことが大切です。

・地域の課題解決

市民が個人や家庭のレベルで解決できない課題に対して、地域でできることを自ら考え、解決していくことが期待されます。地区単位で構成されている多くの地域活動団体と課題を共有することが求められています。

・他団体との交流

地域にある各種団体やNPOなどと交流する機会を持つことで、お互いの理解を深め信頼関係を築いていくことが求められています。

③若者団体

・思いを行動に

普段の生活の中で感じる課題感の解決や思いの実現のため、実際に地域づくり活動に参画することが大切です。

・多世代交流の機会提供

地域でのつながりが希薄化する中、多世代交流の取組を進め、コミュニティの再生に寄与することが求められています。

- ・ **地域資源の再定義**

歴史、伝統、文化、自然等の地域資源について、若者ならではの視点により付加価値を見出し、地域の魅力として再定義することが求められています。

- ・ **まちづくりへの意見反映**

若者世代の課題として政治参加率が低いことが挙げられます。若者視点での意見やニーズを行政や議会へ届けるパイプ的役割を担うことに加え、まちづくりへ積極的に参画することが求められています。

④ N P O

- ・ **活動の発展**

持続可能な組織づくりのためには活動の担い手と資金が必要不可欠です。団体の情報の積極的な発信や自主財源の確保に努めるとともに、地域活動団体やNPOをはじめ他の主体と連携、協働することによって、専門知識やノウハウをより効果的に活用していくことが期待されています。

- ・ **市民の活動機会の提供**

さまざまな世代や立場の人が参加できるよう開かれた団体運営のもとに、市民の自己実現や社会参画のきっかけを提供する役割が期待されています。

⑤ 学校

- ・ **地域づくり活動などへの参加**

児童・生徒や学生に対して、地域づくり活動に参加できる場をつくり、将来の地域づくりを担う人材を育成することが期待されています。

- ・ **多様な主体との協働**

地域活性化のため、他の主体と協働して児童・生徒や学生ならではの視点を幅広く地域づくりに生かしていくことが期待されています。

⑥ 企業

- ・ **地域づくりへの参画**

地域の一員として、積極的に地域づくり活動に参加・参画することが期待されています。

- ・ **地域への社会貢献**

ボランティア活動や環境保全活動など、自ら行う地域貢献活動や、企業特性を活かしたCSR活動のほか、ボランティア休暇制度を設けるなど、社員が地域貢献活動をしやすい環境を整備することが期待されています。

- ・ **地域活動、社会貢献活動への支援**

地域活動団体やNPOが行う活動に対し、企業が有する諸資源の提供などにより活動を支援することが期待されています。

⑦行政

・協働の担い手支援、機会・場の確保

協働の取組を持続できるように担い手を支援するとともに、協働の領域にある事業について、協働による取組を積極的に進めます。

・情報の積極的な提供

市の施策や取組、事業などを積極的にわかりやすく提供し、行政と他の主体との情報共有に務めます。

・職員の意識向上

協働の取組を全庁的に進めるため、職員への研修などにより、協働への意識や能力の向上を進めます。

・コーディネートの実施

多様な主体が協働するため、必要に応じ各主体間をつなぐコーディネート機能を果たします。

・1%地域づくり活動交付金制度の運用

市民の自発的かつ主体的に取り組むまちづくり活動を支援するため、制度の適切な運用を行います。

・子ども・若者のまちづくりへの参画支援

地域づくり活動に取り組んでいる子ども・若者を支援すると共に、潜在的な担い手の掘り起こしを行います。

・子ども・若者の意見聴取

こども基本法の理念に則り、子ども・若者が意見を表明できる機会を設け、多様な意見を聴取するとともに、その意見を施策へ反映し、主体的に社会参画できる環境を整えます。

(4) 今後の取組の方向性

市は、本指針に基づき協働のまちづくりを推進するために、次の5つの方向性に沿った取組を行います。

【方向性及び指標一覧】

方向性① 多様な主体をつなぐコーディネート

- ・指標：市民協働センターによるコーディネート件数
- ・指標：市民協働センターによる交流機会の創出事業の実施回数

方向性② 協働の担い手の支援

- ・指標：市民協働センターによる情報発信件数
- ・指標：市民協働センターによるレベルアップ講座の開催回数

方向性③ 協働への参画機会の拡充

- ・指標：市民協働センターによる人材育成講座のラインナップ数
- ・指標：コミュニティ協議会による地域課題解決に係る活動数

方向性④ 新しい取組・チャレンジを生み出すための支援

- ・指標：提案型協働事業交付金の採択件数
- ・指標：資金調達に関する相談件数

方向性⑤ こども・若者のまちづくりへの参画支援

- ・指標：こども・若者参画支援交付金の採択件数
- ・指標：ユースワーカーが支援した市内の学校数

方向性① 多様な主体をつなぐコーディネート

市は、行政として地域課題の解決を担う主体の一つに位置づけられますが、一方で他の主体をつないでいくコーディネーターの役割も求められています。市民協働センターを協働の中間支援機能の中心に位置づけ、多様な主体間をつなぐことで協働の取組の活性化を図ります。

【取組項目】

・活動支援機関の交流（市）

市内には社会福祉協議会のボランティアセンターや教育委員会が所管するボランティア活動支援センターなど、市民の公益的な活動をサポートする機関が存在します。これらの機関との連絡会を開催し、センター相互の連携を進めます。

・多様な主体の交流機会の創出（市民協働センター）

さまざまな団体同士の交流の機会を設け、多様な主体の交流を進めます。

・地域活動団体等のマッチング（市民協働センター）

NPO活動や若者団体等と地域コミュニティのマッチング支援により、活動の場の提供と多世代交流の推進を図ります。

指標	市民協働センターによるコーディネート件数※1	令和7年度	令和15年度
		新規指標※3	現状値以上
	市民協働センターによる交流機会の創出事業の実施回数※2	令和7年度	令和15年度
		新規指標※3	現状値以上

※1 市民協働センターの利用者に対し、利用者の目的に合致する団体や個人を紹介し繋げた件数。

※2 様々な主体が参加し交流するイベント等の実施回数。

（例）菊川サミット・夕暮れカフェ 等

※3 新規指標のため、令和7年度実績が確定し次第追記。

方向性② 協働の担い手の支援

協働による地域づくりを進めていくには、その担い手が活動を継続・発展できる環境が必要です。市は協働の担い手の基盤強化や活動の支援につながる取組を進めます。

【取組項目】

- ・ 1%地域づくり活動交付金の制度運用と活用促進（市・市民協働センター）

1%地域づくり活動交付金審査委員会を開催し、随時改善を行うなど制度の適切な運用を行うとともに、同交付金を周知することにより活用の促進に努めます。

- ・ 市職員の意識向上（市）

職員の協働に対する意識の向上と協働による施策の展開を図るため、意識改革や人材育成を目的とした研修やワークショップを開催します。

- ・ 団体向けレベルアップ講座等の開催（市民協働センター）

会計や広報・デザインなど団体運営に必要な知識や技術を学ぶ講座などを開催します。

- ・ 常設的な相談窓口の設置（市民協働センター）

団体の運営で生じる様々な問題に対応するための常設の相談窓口を引続き設置するとともに、他の機関と連携し団体等のニーズに合わせた専門的な相談にも対応します。

- ・ 広報やSNS等による情報発信（市・市民協働センター）

団体の活動を広く周知するため、広報紙やホームページ、SNS等による情報発信を行います。

指標	市民協働センターによる情報発信件数※1	令和7年度	令和15年度
		新規指標※3	現状値以上
	市民協働センターによるレベルアップ講座 ※2の開催回数	令和7年度	令和15年度
		新規指標※3	現状値以上

※1 掲載媒体毎に集計し合計件数を計上。

※2 活動成果の向上に資する専門技術や、円滑な組織運営に必要な知識や技術を体系的に習得させることにより、活動の深化を目的とする講座。

※3 新規指標のため、令和7年度実績が確定し次第追記。

方向性③ 協働への参画機会の拡充

協働の取組を活性化するには、誰もがそれぞれの立場で参加できる環境づくりが必要です。市は組織や活動の形態に関わらず、多くの市民が地域のことを我が事と考え、地域活動に一步踏み出すことができるよう、活動のきっかけづくりや活動の場の拡充を図ります。

【取組項目】

- ・(再掲) 1%地域づくり活動交付金の制度運用と活用促進(市・市民協働センター)
- ・人材育成関連講座等の開催(市民協働センター)
協働の担い手となる人材の育成や活動のきっかけづくりとなる講座を開催します。
- ・市民への啓発及び身近な活動情報の発信の充実(市民協働センター)
多様な主体の活動や団体等の情報を収集し、広報紙やホームページ等により情報を広く発信する機会を充実することで市民の協働への理解と関心を高めます。
- ・コミュニティセンター等の利用促進(市)
コミュニティセンターの適切な管理及び計画的な施設更新を行うとともに施設の周知を行うことにより、活動に参加できる環境整備を進めます。
- ・市内高等学校等との連携の促進(市)
包括的な連携協定(フレンドシップ協定)に基づき、「高校生まちづくりプレゼンテーション大会」等の地域課題を解決するための事業を開催するとともに、提案された解決策が実行されるよう情報提供などを通じ、各主体への働きかけを実施します。
- ・市内小中学校における取組の拡充(市)
探究的な学びを通じて課題を解決する力を育成すると共に、地域全体で子ども達の学びを支えることにより、社会全体の協働への関心を高めます。

指標	市民協働センターによる人材育成講座※1 のラインナップ数	令和7年度 3	令和15年度 現状値以上
	コミュニティ協議会による地域課題解決に 係る活動数※2	令和7年度 56活動	令和15年度 現状値以上

※1 事務局が策定した体系的なカリキュラムを通じ、まちづくり・地域づくり活動を段階的に体験したり、地域づくり活動や団体に対する知見を深めることを目的とする講座。

講座名：高校生まちづくりスクール・きくがわ未来塾・NPO体験セミナー等

※2 1%地域づくり活動交付金への申請において、地域の困った解決部門としてエントリーした活動の数(全コミュニティ協議会の合計)。

方向性④ 新しい取組・チャレンジを生み出すための支援

2040年問題や人生100年時代※1、AI労働革命※2など、過去経験したことの無い社会の到来が予測されており、住み良い地域づくりの実現には、今までにない新しい協働の取組が必要となります。

市は協働による地域課題の解決に加え、新たな価値の創出などにつながる新しい取組やチャレンジが生まれるよう、地域の個々の課題や社会的課題に対する提案の受け入れや、チャレンジに対する新しい支援策の創出に取り組みます。

【取組項目】

- ・(再掲) 1%地域づくり活動交付金の制度運用と活用促進(市・市民協働センター)
- ・提案型協働事業交付金の制度運用と活用促進(市・市民協働センター)

新たな地域課題等の解決のため、市が提案する地域課題を解消する事業を対象とした交付金制度を運用します。

- ・新たなチャレンジに対する包括的支援(市民協働センター)

新たな活動を始めようとしている方について、コミュニティへの紹介や仲間づくり、資金調達のアドバイスなど、活動開始に向けて支援します。

- ・国・県交付金、コミュニティビジネス※3等へのチャレンジの支援(市・市民協働センター)

地域の課題解決に継続的に取り組む団体や企業のため、国・県等の交付金の情報収集・提供を実施するとともに、コミュニティビジネスへのチャレンジを促進するための支援について検討します。

指標	提案型協働事業交付金※4の採択件数	令和7年度 5件	令和15年度 現状値以上
	資金調達に関する相談件数※5	令和7年度 新規指標※6	令和15年度 現状値以上

※1 寿命延伸により、これまでの「教育→仕事→引退」という3ステージの人生モデルが崩壊し、学び直しや複数キャリアを持つ「マルチステージ」な生き方と、健康やスキルといった「無形資産」の形成が重要になると言われています。

※2 AIの進化、特に生成AIの登場により、高度な知的労働を含む様々な業務の自動化が進んでいます。今後、AIを使いこなす能力や、創造性、共感性など、人間に固有の能力の重要性が高まり、労働市場が大きく変革することが予想されています。

※3 地域課題をビジネス的手法により解決し、またコミュニティの再生を通じてその活動の利益を地域に還元する事業の総称です。

※4 1%地域づくり活動交付金制度における行政提案課題案件に係る採択件数。

※5 1%地域づくり活動交付金や子ども・若者参画支援交付金等の申請に係る相談等。

※6 新規指標のため、令和7年度実績が確定し次第追記。

方向性⑤ こども・若者のまちづくりへの参画支援

市は令和5年11月に「菊川市こども・わかもの参画宣言」を公表し、全てのこども・若者が様々なまちづくり活動へ、当たり前に参加・参画できる「まち」にすることを表明しました。宣言に込められた「想い」を「形」にするため、取組について協議する組織の運営や、若者団体による活動を支援する交付金制度の運用、若者が地域づくり活動を行う際の受け皿となる組織の運営支援等により、こども・若者のまちづくりへの参画を支援します。

【取組項目】

- ・(再掲) 市内高等学校等との連携の促進 (市)
- ・(再掲) 市内小中学校における取組の拡充 (市)
- ・こども・若者参画協議会の運営 (市)

こども・若者世代を含めた協議の場を設け、当事者たちの意見を踏まえたまちづくりを進めます。

- ・こども・若者参画支援交付金の制度運用と活用促進 (市・市民協働センター)

市内で地域づくり活動にチャレンジする若者世代の活動を応援するための交付金制度を運用し、取組の裾野を広げます。

- ・ユースカウンシルの運営支援 (市・市民協働センター)

学校や世代を超えたメンバーが集まり、部活動的にまちづくり活動へ取り組むユースカウンシルについて、活動を支援します。

- ・ユースワーカーによるこども・若者への支援体制の強化 (市・市民協働センター)

ユースワーカーを配置し、こども・若者の活動をより持続的なものに育てると共に、まちづくり参画への潜在的ニーズの掘り起こしや地域と学校を繋ぐ活動などに取り組みます。

指標	こども・若者参画支援交付金の採択件数	令和7年度	令和15年度
		4件	現状値以上
指標	ユースワーカーが支援※1した市内の学校数※2	令和7年度	令和15年度
		新規指標※3	全15校

※1 支援例：学習支援、総合授業の伴走支援、講座の企画・実施、団体や個人と繋げる中間支援、各種相談対応等

※2 学校教育基本法で定義される「学校」での活動を対象とする。

※3 新規指標のため、令和7年度実績が確定し次第追記。

(5) 指針の成果指標について

本指針の推進により、もたらされた効果を測定するための指標を下記のとおり定めます。

指標	地域活動（自治会・地域行事・防災活動等）への市民参加が盛んである、と回答した人の割合	令和7年度	令和15年度
		45.4%	現状値以上

(6) 協働の推進体制について

本指針に基づく取組を着実に実施し、協働の推進を実効性のあるものにするため、次のような体制を整えます。

① 庁外

市民代表等で構成される協働推進委員会を設置し、本指針に基づき協働の推進を図ると共に取組項目等の進捗状況を確認します。また、中間年度（令和11年度）及び最終年度（令和15年度）には指標の分析・評価を行い、取組項目等の改訂について検討します。

② 庁内

全庁を挙げて協働を推進し本指針を着実に進めるため、毎年度進捗状況を確認し、「協働のまちづくり推進庁内ワーキンググループ」において進捗についての自己評価を行います。

【推進体制図】



菊川市 総務部 地域支援課

令和 年 月

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地

電 話 : 0537-35-0925/ F A X : 0537-35-0977

E-mail : chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp